

平成27年第2回定例会

戦略企画雇用経済常任委員会 所管事項説明資料

◎ 所管事項説明

(1) 「『平成27年版成果レポート』に基づく今後の 『県政運営』等に係る意見」への回答について	··· ··· ··· ··· 1
(2) 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」(仮称) 中間案について	··· ··· (別冊1)
(3) 指定管理者が行う三重県営サンアリーナの管理状況報告について	··· ··· 3
(4) 三重県営サンアリーナの指定管理者の選定について	··· ··· ··· 11
(5) 伊勢志摩サミットについて	··· ··· ··· 17
(6) 三重県新エネルギービジョンについて	··· ··· ··· 50
	(別冊2)
(7) 首都圏営業拠点「三重テラス」の運営状況について	··· ··· ··· 57
(8) 国際展開の推進について	··· ··· ··· 63
(9) 雇用施策の推進について	··· ··· ··· 69
(10) 三重県観光振興基本計画年次報告について	··· ··· ··· 73
(11) 三重県観光振興基本計画（平成28年度～31年度）中間案について	··· ··· 77
	(別冊3)
(12) 各種審議会等の審議状況の報告について	··· ··· ··· 82

平成27年10月5日
雇用経済部

(1)「『平成27年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

戦略企画雇用経済常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
323	地域の価値と魅力を生かした産業の振興	雇用経済部	<p>地域インストラクターや商工会議所の指導員へのサポートなどの体制について、より効果的な成果が得られるよう、見直しを検討されたい。また、伝統産業、地場産業など、地域資源の活用促進が図られるよう、定期的に事業の見直しや産業の活性化策の成果検証が行われるよう取り組まれたい。</p>	<p>小規模事業者等の経営向上に向けた取組を促進するため、平成26年度より地域インストラクターを県内5地域に各1名、総括マネージャー1名の計6名を配置し、商工会・商工会議所の経営指導員と連携して、三重県版経営向上計画の作成支援、フォローアップなどきめ細かな対応を行っています。また、商工会・商工会議所においては、これまでの巡回指導に加えて、経営状況に応じた伴走型支援の役割を担っており、今後も、より効果的な成果が得られるようサポート体制を検討していきます。</p> <p>また、伝統産業・地場産業の振興については、デザイナー等を活用し消費者へ新たな価値を提案する商品開発、県内集客拠点での商談会開催など商品等の特徴を生かす効率的な流通支援、事業者の販売能力向上のための勉強会並びに人材育成支援の実施などに取り組んでいます。今後も伝統産業・地場産業に従事する事業者の意見を聴き取り、ライフスタイルの変化や消費者ニーズの多様化などの課題を把握しながら事業を開拓していきます。また、事業所アンケート、事業所や商工関係団体の訪問等を通じて、成果や課題を確認し、次の産業政策につなげるよう取り組んでいきます。</p>
331	雇用への支援と職業能力開発	雇用経済部	<p>障害者実雇用率については改善の傾向がみられるが、障がいの方方が就職されても離職するケースも多くあることから、就労後におけるサポート体制の整備や離職防止のためのアプローチについても検討されたい。</p> <p>女性の社会進出と活躍の促進について、懇談会を実施するなどの取組を行っているが、今後、さらに多くの女性の雇用につなげていくために、広く情報発信を行う取組も検討されたい。</p>	<p>平成26年度から障がい者の職場定着支援に課題を感じている企業に対して個別コンサルティングを行い、課題の解決に向けて支援を行っています。平成27年度からは、「三重県障がい者雇用推進ネットワーク」を立ち上げ、企業見学会や企業同士のマッチングなどにより交流の機会を設け、雇用の定着を図りたい企業が実績のある企業の支援を受け、課題の解決を図ることができるよう支援しています。今後も、障がい者に対する職場定着支援として、企業での訓練による仕事の実践力や職場への適応能力の強化を図っていきます。</p> <p>懇談会等に参加していない女性や、女性が働く職場・企業等に対して、ホームページやリーフレットなどの媒体を効果的に活用し、広く情報発信できるよう努めます。</p>

(1)「『平成27年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

戦略企画雇用経済常任委員会

●選択集中プログラム

プログラム番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
新しい豊かさ協創4	世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト	雇用経済部 観光局	SNSなどのあらゆる情報発信や幅広い情報収集を行うなど、効果的に取り組まれたい。また、サミット開催に向けて、伊勢志摩の魅力を積極的、効果的に発信していく取組について注力されたい。	伊勢志摩サミット開催の好機を生かし、伊勢志摩及び三重県の魅力を日本最大級の体験予約サイト「asoview!（アソビュー）」やフェイスブック等SNSを活用し情報発信することで国内外における認知度向上に努めます。 特に、外国人旅行者については、世界最大の旅行口コミサイト「トリップアドバイザー」と連携して、「日本一外国人旅行者にやさしい旅行環境の整備」を目指すプロジェクトを実施することで、三重県内へのインバウンドの増加及び満足度の向上につなげます。 サミット開催を契機に、国際観光地としてのレベルアップを図ることはもとより、国内においても魅力ある観光地とし再認識してもらうことで、さらなる誘客につなげていきます。

(3) 指定管理者が行う三重県営サンアリーナの管理状況報告について

1 指定管理者の概要等

三重県営サンアリーナは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、株式会社スコルチャ三重が、指定管理者として、平成23年4月1日から平成28年3月31日まで管理を行います。

なお、同社は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの管理も行っており、現在は2期目の管理となっています。

指定管理者は、三重県営サンアリーナの事業の実施に関する業務、施設等の利用の許可等に関する業務、利用料金の収受等に関する業務、施設等の維持管理及び修繕に関する業務等を行っています。

2 平成26年度における管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 管理運営事業の実施に関する業務

サンアリーナの集客交流施設としての機能を最大限に發揮するため、地元伊勢市全域への広報活動や利用実績のある団体への営業活動、多彩な自主事業の実施を通じて幅広い層の利用者の確保と施設利用料収入の安定化に努めています。

また、利用者向けアンケートの実施や提案箱の設置等によって利用者の声を把握し、サービスの向上に役立てています。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

日常監視とメンテナンスに注力し、緊急度・優先度に配慮しながら修繕対応に努めていますが、平成26年度は館内巡回を徹底して不具合の早期発見に努め、軽微な修繕、修復作業を職員が処置するなど、迅速に対応しました。

なお、開館以来20年を経て、施設設備の経年劣化が進んでおり、サンアリーナの施設利用に支障を来たさないよう配慮し、改修工事を進めていく必要があります。

(2) 施設の利用状況

平成26年度の平均稼働率について、メインアリーナはスポーツ目的を中心に多くの利用があったものの、前年度の57.7%から51.4%へ6.3ポイント減少しました。サブアリーナは前年度の61.4%から66.9%へ5.5ポイント増加し、会議室等は19.6%から14.7%へ4.9ポイント減少しました。利用人数は、トレーニング室のみ前年度を上回ったものの、アリーナ、会議室等、フィットネス室の利用が前年を下回った結果、全体では前年度対比73.0%の利用となりました。

	平成26年度 実績	平成25年度 実績	対前年度比	(数値目標)
利用人 数	アリーナ	192,273人	275,248人	69.9%
	会議室等	21,998人	24,951人	88.2%
	トレーニング室	13,190人	12,537人	105.2%
	フィットネス室	3,732人	3,944人	94.6%
	利用人数計	231,193人	316,680人	73.0%
稼 働 率	メインアリーナ	51.4%	57.7%	6.3ポイント減
	サブアリーナ	66.9%	61.4%	5.5ポイント増
	会議室等	14.7%	19.6%	4.9ポイント減

※平均稼働率とは、1日を午前・午後・夜間の3つに区分し、「(区分単位での利用数) ÷ (稼動可能区分数)」で算出される割合をいいます。例えば、1日のうち、午前、午後、夜間の全てに利用があった場合に100%となります。

3 平成 26 年度における管理業務に関する経費の収支状況

単位：円

収入の部	H26	H25	支出の部	H26	H25
指定管理料	202,944,000	189,445,000	人件費	74,411,701	89,563,123
利用料収入	66,676,272	96,982,743	光熱水費	59,511,948	72,433,717
自主事業収入	28,197,129	32,482,887	一般管理費	121,055,793	126,914,691
営業外収入	1,745,288	1,825,795	自主事業経費	33,915,673	36,385,035
その他の収入	0	0	その他の支出	0	0
			法人税・住民税等	6,471,493	4,233,675
合計 (a)	299,562,689	320,736,425	合計 (b)	295,366,608	329,530,241
収支差額(a)-(b)	4,196,081	△8,793,816			
利用料金減免額	5,539,547	5,234,214			

4 平成 26 年度における管理業務に関する評価

評 価 の 項 目	自己評価				県の評価			
	H 26	H 25	コメント		H 26	H 25	コメント	
1 管理業務の実施状況	A	A	○消費税増税を反映し、6月1日から一部料金を除いて料金改定を実施した。 ○シニア層にターゲットを置き、「健康寿命」をテーマにイベントを企画した。 ○利用者の利便性向上のため、各会議室にインターネット配線を完備した。 ○施設管理については、県との連携のもと環境整備事業も含めて計画的に保全修理を行い、安全な環境を維持した。		A	A	○広報活動や営業活動、自主事業に積極的に取り組んだほか、アンケート等で利用者の声を把握してサービス向上にも努めている。 ○職員が館内を巡回し、施設、設備の監視・点検を行うとともに、軽微な不具合や故障は自社対応することで迅速な修繕を実現している。	
2 施設の利用状況	B	B	○26年度は、式典集会を中心全国規模の大會等の利用が少なかったために、メインアリーナ、会議室の稼働率が前年を大きく下回る結果となった。一方でサブアリーナでは、例年開催されているスポーツ大会や恒例行事での利用がほぼ確実に実施されたため、稼働率が前年を上回った。 ○当館の収入の柱である大型コンサートでの利用について、26年度は1件だけだった(23年度から25年度まで毎年3件)。また、25年度にあった伊勢神宮式年遷宮に合わせた特需的な利用が26年度にはほとんどなかったことから、施設利用料収入は対前年度比68.8%の66,676千円となった。		C	B	○平均稼働率は、メインアリーナ及び会議室等で25年度を下回ったものの、サブアリーナでは開催が定着化したイベントがいくつもあり、25年度を上回った。 ○利用人数は、トレーニング室を除いて25年度を下回り、施設全体で約8万5千人減少した。	

3 成 果 目 標 及 び そ の 実 績	C	B	<ul style="list-style-type: none"> ○数値目標について、サブアリーナの平均稼働率が前年を上回り、ほぼ目標どおりの実績であったが、全般的に大型イベントの少なかった影響もあり、その他の施設では平均稼働率、利用人数とともに目標を下回った。 ○トレーニング室、フィットネス室の利用者数についても目標に達しなかったが、トレーニング室については25年度を上回った。 ○自主事業件数は33件を実施し、目標の32件を達成した。 	C	B	<ul style="list-style-type: none"> ○平均稼働率は、メインアリーナ及び会議室で目標値に達しなかった。サブアリーナは25年度を上回り、目標とほぼ同等の実績を残すことができた。 ○利用人数は、25年度と比較して大規模イベントの開催数が少なく、いずれの施設も目標値に達しなかった。 ○自主事業は目標値以上の回数を実施した。
	特記事項（今後の課題）		①伊勢志摩サミット国際メディアセンターとしての利用 ②老朽化が進む施設・設備の修繕等の取組			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成26年度分)

<県の評価等>

施設所管部名：雇用経済部 観光局 観光政策課

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県営サンアリーナ (伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4)
指定管理者の名称等	株式会社スコルチャ三重 代表取締役 渡田典保 (伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4)
指定の期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 サンアリーナの事業の実施に関する業務 2 サンアリーナの施設等の利用の許可等に関する業務 3 サンアリーナの利用料金の収受等に関する業務 4 サンアリーナの施設等の維持管理及び修繕に関する業務 5 前各号に掲げる業務のほか、三重県がサンアリーナの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H26	H25	H26	H25	
1 管理業務の実施状況	A	A			○広報活動や営業活動、自主事業に積極的に取り組んだほか、アンケート等で利用者の声を把握してサービス向上にも努めている。 ○職員が館内を巡回し、施設、設備の監視・点検を行うとともに、軽微な不具合や故障は自社対応することで迅速な修繕を実現している。
2 施設の利用状況	B	B	-		○平均稼働率は、メインアリーナ及び会議室等で25年度を下回ったものの、サブアリーナでは開催が定着化したイベントがいくつかあり、25年度を上回った。 ○利用人数は、トレーニング室を除いて25年度を下回り、施設全体で約8万5千人減少した。
3 成果目標及びその実績	C	B			○平均稼働率は、メインアリーナ及び会議室で目標値に達しなかった。サブアリーナは25年度を上回り、目標とほぼ同等の実績を残すことができた。 ○利用人数は、25年度と比較して大規模イベントの開催数が少なく、いずれの施設も目標値に達しなかった。 ○自主事業は目標値以上の回数を実施した。

※「評価の項目」の県の評価：

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>○県民が利用しやすい施設であることを目指し、ユニバーサルデザインに配慮したトイレ改修、ケータリングサービスの充実など、施設運営全般に渡って工夫しながら取り組む姿勢が認められる。</p> <p>○自主事業ではプロリーグの試合開催やスポーツクラブとの共同開催事業などスポーツを中心に多彩なイベントを開催しており、サンアリーナの集客交流機能を生かしながら住民の健康づくりにも貢献している。</p> <p>○施設の完成から20年が経過し老朽化が進んでいるが、計画的に実施する大規模修繕とともに、毎日の巡回と迅速かつこまめな小規模修繕を徹底することで利用者の快適性と安全性に配慮した施設の維持管理に取り組んだ。また、消火訓練の実施や安全管理講習会への参加などを通じて職員の資質向上にも努めている。</p> <p>○1階入り口に「提案箱」を設置しているほか、イベント主催者や県民向けにアンケートを実施することによりニーズ把握に努め、寄せられた声に対して真摯に対応している。</p> <p>○平均稼働率及び利用人数について、前年の25年度に伊勢神宮式年遷宮に合わせて大規模な全国大会等の予約が多くなった反動もあり、26年度はスポーツ目的の利用は多かったもののサブアリーナを除いて数値が減少した。サブアリーナでは開催が定着化したイベントがいくつかあり、安定した実績を残すことができた。</p> <p>○収支について、大規模イベントの減少や光熱費の高騰により厳しい状況だったが、館内での節電への取組みや空調設備の更新によって電力消費量の削減に努めるなどコスト削減を徹底することで支出を抑えた。今後は大規模イベントに依存しない安定的な経営体質を目指すことが望まれる。</p>
--------	--

<指定管理者の評価・報告書(平成26年度分)>

指定管理者の名称： 株式会社スコルチャ三重

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 三重県営サンアリーナ管理運営事業の実施に関する業務

○25年度には遷宮に合わせて全国大会等が例年以上に集中して開催されたが、平成26年はそのような大型イベントが少なく、メインアリーナの利用は年間を通して低調に推移した。また、会議室の稼働率も、大規模イベントによる全館利用が減少したことの影響を受けて前年を下回った。一方、サブアリーナでは、スポーツ大会や恒例行事での利用が増加することで稼働率が前年を上回った。

○9月から新たにフットサルチーム「名古屋オーシャンズ」の公認コーチによるフットサルスクールを開校した。サンアリーナはスポーツ競技者及び関係者の来場が中心となっているが、スクール事業も安定した収益を確保しつつ3世代での来館につながっており、幅広い層の利用者の来館機会を創出している。

○地元の総合型スポーツクラブとの連携により地域とのつながりが生まれ、フィットネススタジオやトレーニング室の利用増進に寄与している。また、近隣の二見中学校の職場体験学習を受け入れ、サンアリーナをより身近に感じてもらえる機会が増えた。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

○常時職員が館内外を巡回し、施設、設備、備品の監視・整備・点検を行うとともに、発見した不具合・故障については迅速な修繕、修復に努めており、当年度もできるだけ自社修繕を心がけた。

○環境整備事業は12期に分けて実施した。施設規模に対して不足していた障がい者用トイレを増設するため通常のトイレを改修したり、トレーニング室に個別空調を設置して消費電力を削減したりと、施設運営の質を向上させることができた。そのほかには、発電機タービンの部品取替え、アリーナ床面の補修、浄化槽設備の更新、観客席の補修、屋根の防水工事なども実施した。

③ 県施策への配慮に関する業務

○社会的弱者への配慮として、環境整備事業にて障がい者トイレを増設した。

○子育て支援のため、職員1名に満1歳までの育児休暇を取得させた後、時間短縮での勤務をさせている。

○社内研修の一環として、緊急避難及び消火訓練を年2回実施した。

○三重県地域連携部スポーツ推進局が主催する平成26年度スポーツ施設等安全管理講習会に1名が参加した。

○館内の自動販売機に関して、随時省エネ型への入れ替えを行っており、26年度も1台変更した。

○三重県暴力団排除条例について従業員への再周知を行った。

○三重県観光キャンペーンの「みえ旅案内所」としてパスポート発行等の協力を継続している。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

○26年度は情報開示の請求がなかった。

⑤ その他の業務

○神宮参拝客の集中時期に市内渋滞対策のために「伊勢地域観光交通対策協議会」により運営されているパーク＆バスライドが、サンアリーナ周辺駐車場をシャトルバスの乗換え駐車場として以下の通り実施された。

- ① 平成26年5月3日～5日
- ② 平成26年12月31日～平成27年1月4日
- ③ 平成27年1月10日～11日

○サンアリーナ周辺企業への対応

サンアリーナ周辺の産業用地へ進出した企業とはイベント開催時に双方に不便のないよう連携を図っている。

(2) 施設の利用状況

	【平均稼働率】(26年度実績) (目標) (25年度実績)			【利用人数】(26年度実績)		(目標)	(25年度実績)
メインアリーナ	51.4%	57.0%	57.7%	アリーナ	192,273人	260,000人	275,248人
サブアリーナ	66.9%	67.0%	61.4%	会議室等	21,998人	33,800人	24,951人
会議室等	14.7%	20.0%	19.6%	トレーニング室	13,190人	22,000人	12,537人
				フィットネス室	3,732人	4,200人	3,944人
				合 計	231,193人	320,000人	316,680人

2 利用料金の収入の実績

	26年度実績	26年度目標	対目標比	25年度実績	対前年比
利用料金収入	66,676,272円	98,937,000円	67.4%	96,982,743円	68.8%
※利用料金減免等の内訳	割引金額 3,668,899円	減免金額 1,748,413円	特別割引金額 122,235円	合計 5,539,547円	

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H26年度	H25年度		H26年度	H25年度
指定管理料	202,944,000	189,445,000	人件費	74,411,701	89,563,123
利用料金収入	66,676,272	96,982,743	光熱水費	59,511,948	72,433,717
自主事業収入	28,197,129	32,482,887	その他一般管理費	121,055,793	126,914,691
営業外収入	1,745,288	1,825,795	自主事業経費	33,915,673	36,385,035
その他の収入	0	0	その他の支出	0	0
			法人税・住民税及び事業税	6,471,493	4,233,675
合計 (a)	299,562,689	320,736,425	合計 (b)	295,366,608	329,530,241
収支差額 (a)-(b)	4,196,081	△ 8,793,816			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	5,539,547	5,234,214
---------	-----------	-----------

4 成果目標とその実績

【数値目標】	目標値	成果・実績	備考(参考数値)
メインアリーナ平均稼働率	57.0%	51.4%	平成25年度 57.7% 平成24年度 53.8% 平成23年度 48.9%
サブアリーナ平均稼働率	67.0%	66.9%	平成25年度 61.4% 平成24年度 64.5% 平成23年度 61.8%
会議室等平均稼働率	20.0%	14.7%	平成25年度 19.6% 平成24年度 19.1% 平成23年度 19.4%
自主事業イベント件数	32件	33件	・スポット型 31件/48回/年間(コンサートイベント事業、文化事業、スポーツ健康振興事業、市民祭) ・通年型 2件/64回/年間(体操教室、フットサルスクール)
アリーナ利用人数	260,000人	192,273人	平成25年度 275,248人 平成24年度 236,443人 平成23年度 251,366人
会議室等利用人数	33,800人	21,998人	平成25年度 24,951人 平成24年度 25,844人 平成23年度 31,011人
トレーニング室利用人数	22,000人	13,190人	平成25年度 12,537人 平成24年度 11,882人 平成23年度 12,752人
フィットネス室利用人数	4,200人	3,732人	平成25年度 3,944人 平成24年度 2,908人 平成23年度 2,652人
サンアリーナ利用人数合計	320,000人	231,193人	平成25年度 316,680人 平成24年度 277,077人 平成23年度 297,781人
今後の取組方針	○指定管理者指定申請時の事業計画について、未着手の施策である「サンアリーナ活用懇談会」は27年度中に取り組む事とし、東日本大震災以降の社会情勢や景気なども鑑みながら柔軟な管理運営を行っていく。 ○継続的な取り組みとしての省エネ活動を貸館状況に合わせて利用者、来場者にも理解と協力を得ながら実施していく。 ○現在取り組んでいる合宿プラン企画を発展的に拡張させ、当館で複数のチームを誘致して実施する交流戦を含めた複合型合宿プランの取り組みにも着手し、新たな提案型誘致活動での実績作りに注力していく。 ○平成28年度以降に「伊勢志摩サミットのメディアセンターの設置」「全国菓子大博覧会」「全国高等学校総合体育大会(インターハイ)」など大型イベントが控えているため、それらに向けての準備にも注力していく。		

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H26	H25	
1 管理業務の実施状況	A	A	<ul style="list-style-type: none"> ○消費税増税を反映し、6月1日から一部料金を除いて料金改定を実施した。 ○シニア層にターゲットを置き、「健康寿命」をテーマにイベントを企画した。 ○各会議室へのインターネット配線の完備により利用者満足度が向上した。 ○施設管理については、県との連携のもと環境整備事業も含めて計画的に保全修理を行い、安全な環境を維持した。
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ○26年度は、式典集会を中心に全国規模の大会等の利用が少なかったために、メインアリーナ、会議室の稼働率が前年を大きく下回る結果となった。一方でサブアリーナでは、例年開催されているスポーツ大会や恒例行事での利用が増加したため、稼働率が前年を上回った。 ○当館の収入の柱である大型コンサートでの利用について、26年度は1件だけだった(23年度から25年度まで毎年3件)。また、25年度にあった伊勢神宮式年遷宮に合わせた特需的な利用が26年度にはほとんどなかったことから、施設利用料収入は対前年度比68.8%の66,676千円となつた。
3 成果目標及びその実績	C	B	<ul style="list-style-type: none"> ○数値目標について、サブアリーナの平均稼働率が前年を上回り、ほぼ目標どおりの実績であったが、全般的に大型イベントの少なかった影響もあり、その他の施設では平均稼働率、利用人数ともに目標を下回った。 ○トレーニング室、フィットネス室の利用者数についても目標に達しなかったが、トレーニング室については25年度を上回った。 ○自主事業件数は33件を実施し、目標の32件を達成した。

※評価の項目「1」の評価 :

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 :

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ○26年度は、前年(伊勢神宮式年遷宮)にあった全国大会はほぼ皆無で、収入の柱である大型コンサートも6月に1件実施されただけで、施設利用料収入は66,676千円と前年の96,983千円に比べ大きく減少した。この状況は年度当初から想定できため、収入より支出のコントロールに注力し、職員のコスト意識の改革によって残業時間を大幅に削減し、また環境整備事業により個別空調を導入し冷暖房の運転コントロールなどを徹底することで支出の削減を実施した。 ○東日本大震災以降、社会情勢の変化によって光熱費の大幅負担増が強いられてきたが、26年度は電気料金、ガス料金の高騰を背景に三重県と協議した結果、5,000千円の指定管理料の増額により今までの負担増の一部を補填することが出来た。 ○地域や県民との連携の観点から継続的に社外組織・団体活動への参加やコラボレーションを重要なテーマとして取り組んでいる。26年度には新たにフットサルチームの公認コーチによるフットサルスクールや、地元の総合型スポーツクラブとの連携や、近隣の二見中学校の職場体験学習の受入れを行った。 ○26年度の環境整備事業では施設規模に対して不足していた障がい者用トイレを増設したり、メインアリーナとサブアリーナの床の研磨を行うなど、名実ともに県内最高の体育馆施設としての質を維持している。
--------	---

(4) 三重県営サンアリーナの指定管理者の選定について

本年 7 月 17 日から 9 月 4 日までの間、三重県営サンアリーナの次期指定管理者の募集を行いましたところ、次の 1 団体から申請がありました。申請者の名称及び事業計画書の要旨は、県ホームページで公表中です。

また、10 月 2 日に開催した第 2 回指定管理者選定委員会において、申請者からヒアリングを行いました。

今後は、第 3 回指定管理者選定委員会で最終審査を行い、指定管理候補者を決定します。

1 申請者の名称

株式会社スコルチャ三重 代表取締役 濱田典保
(三重県伊勢市朝熊町字鴨谷 4383-4)
法人の概要は別紙 1 のとおり

2 事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

別紙 2 のとおり

3 今後の予定

平成 27 年 10 月 23 日 第 3 回選定委員会（最終審査）
平成 27 年 11 月下旬 定例会本会議で指定議案を提出
平成 28 年 1 月～3 月 指定管理者の指定、協定の締結、引き継ぎ

※申請者の株式会社スコルチャ三重は現在の指定管理者です。

申請数が 4 団体以下だったため、9 月 25 日に予定していた書面審査は省略しました。

(様式7)

法人等の概要

名 称	株式会社スコルチャ三重
代表者名	代表取締役 濱田典保
所 在 地	〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4
ホームページアドレス	http://www.sun-arena.or.jp/
設立年月日	平成17年11月1日
資本金又は基本財産	平成27年7月現在 資本金 5,500万円
従業員数	平成27年7月現在 株式会社スコルチャ三重 28名（サンアリーナ勤務者） 役員 2名（2名） 正社員 13名（9名） 出向社員 2名（2名） 嘱託社員 2名（1名） 契約社員 3名（1名） パートタイム社員 6名（5名）
経営理念・運営方針等	(三重県営サンアリーナ経営理念) スコルチャ三重は、三重県営サンアリーナの三重県指定管理者として、サンアリーナを集客交流、観光産業活性化、地域振興の拠点と位置付け、地元伊勢ならではの「もてなしの心」を持って、県民利用者には健康・文化交流の場として、県外からの利用者にはスポーツ・文化県三重の標榜と地域観光への窓口として、地元産業には経済活性化の基盤としてのお役立ちに努め、「しあわせ連鎖」の複合的シナジー効果を創出することに寄与します。 また、各構成団体の多様なネットワークで集客増大・地域振興を図り、①健康と文化の拠点づくり、②観光と国際交流の『であい』を演出、③伊勢ならではの情報発信、④経済活性化と雇用創出を実現します。
業務内容及び主たる事業の実績等	三重県営サンアリーナ指定管理者（平成18年4月～現在に至る） 伊勢市観光文化会館指定管理者（平成26年4月～現在に至る）

※法人等の概要パンフレット等も添付してください。

(様式5)

三重県営サンアリーナ事業計画書の要旨

申請者名	株式会社スコルチャ三重
1 管理経営方針	<p>■当社の企業理念 サンアリーナを集客交流、産業・観光活性化、地域振興の拠点とし、伊勢ならではの『もてなしの心』を持って ○県民には健康・文化交流の場として ○県外からの来訪者にはスポーツ・文化県三重の標榜と地域観光窓口として ○地域産業には…経済活性化の基盤として のお役立ちに努め、『しあわせ連鎖』の複合的相乗効果を創出します。</p> <p>■新5カ年に向けてのテーマ ○三重県とおもてなしの心をサンアリーナから世界発信 ○サンアリーナを憧れのステージへ</p> <p>■管理経営の基本方針 「適正に管理する」基盤の上に、「でないと交流のステージを活性化する」ことこそが当社のサンアリーナ管理経営の基本方針です！ 【具体的施策】 ①公営施設の立場から、県の施策に準じ、社会的責任を果たす経営 ②大型多目的機能施設の特性を最大限發揮する運営 ③県民および利用者への公正公平で使い易いサービス提供 ④県費負担の削減と、そのためのコストバランス経営 ⑤地域との連携、地域のスポーツ・文化・経済活性化への貢献 ⑥施設老朽化の中での施設維持管理、安全管理、危機管理の徹底</p>
2 管理業務に関する計画	<p>■利用者の安全確保 職員の日常巡視により清掃や落下物・転倒物等の整備・整頓と危険箇所の早期発見、迅速修繕等を徹底し、事故の未然防止に努めます。 万一の事故、災害に備え、危機管理マニュアル等の整備と緊急対応体制を構築するとともに職員の避難誘導訓練等を繰り返し行います。 またAEDや救急備品を整備し、救命技能を維持・向上します。</p> <p>■施設・備品等の維持管理 施設維持管理基本仕様書を遵守し、職員と委託契約に基く専門業者との緊密な連携の下に、巡視点検、定期点検、法定点検の徹底と障害箇所の迅速な修復を行い、適正な整備水準の維持に努めます。 自らも積極的に修繕費を投入する一方、大型修繕課題については県のLCC（ライフサイクルコスト）による対応が適切に実施されるよう県施策に積極的に協力します。</p> <p>■環境負荷低減の取組 環境負荷低減は全地球的な重要テーマであり、当社もゴミ分別処理、ペーパーレス会議等消耗品抑制、LED照明導入、空調設定温度管理や制限等、様々な場面での具体的な取組みを進めます。 また、来館者への環境負荷低減の要請や啓蒙にも取組みます。</p> <p>■個人情報保護 個人情報保護法や県条例と併せて当社個人情報保護方針や規程を定め、更に職員一人ひとりの行動マニュアルによる研修を繰り返し実施して、日常業務でのモレ／ズレ／迷いを排除します。</p>
3 運営業務に関する計画	<p>■施設稼動率向上への取組 使い易い施設利用料金制度に改善しました 従前の時間帯料金制から、短時間利用者にも使い易い1時間単位料金制に改善し、また様々な割引制度、減免制度を導入した結果、小規模利用の件数が大幅に増加しています。</p> <p>多彩な広報手段の活用でサンアリーナをPRします ホームページを写真や動画も交えて内容を充実させ、年間アクセス約20万、ページビュー100万を超える規模となりました。 また、「サンアリーナかわら版」を県内主要公共施設約200箇所に配置し、</p>

(様式5)

	<p>県民への直接PRに努めています。</p> <p>直接誘致活動を活発に推進します</p> <p>大手興行会社、中央スポーツ団体、県内各団体への直接提案を積極的に推進し、従来以上に多くの大型催事の誘致の実現に努めます。</p> <p>新しい利用活性化プログラムを企画し実施します</p> <p>今後はシニアや女性を対象にしたプログラムやMove Up Motion「ウォーキングシリーズ」の多様化など利用活性化プログラムを展開し、新しい利用者層の開拓と定着化に挑戦します。</p> <p>■利用者ニーズ向上に向けた取組</p> <p>利用者の滞在環境を改善</p> <p>スマートフォンやノートパソコンの利用者のため館内3箇所にWiFi機器を設置。</p> <p>利用者からの声を反映し、一部の会議室及び控室周辺にLAN端子を設置しインターネット環境を整備。</p> <p>利用手続きの改善と公正公平な運営に徹します</p> <p>予約から利用後の精算まで一連の手続きを利用者に判り易く改善し、丁寧な説明とともに公正公平な運営に努めています。</p> <p>■催事毎担当制により利用者（主催者）へ一貫したサポートを提供します</p> <p>催事（主催者）毎に当社の担当者を固定し、予約から利用完了まで連続性を保ち一層安心いただけるサポートの実現を目指します。</p> <p>■自主イベントを積極的に推進</p> <p>自主イベントは、これまでサンアリーナと比較的疎遠であった幅広い県民の利用機会を創出し、その中で地域との連携を深め、地域活性化に寄与する目的のもとに、今後も積極的に開催を続けます。</p> <p>過去9年間で、毎年平均32回の自主イベントを開催し、約4万人（年間総利用者数の9.7～21.4%）の利用者を迎えています。</p> <p>■利用者ニーズの把握と反映</p> <p>当社では、ご意見箱の設置や年2回の電子アンケートを利用者・県民を対象に実施することで利用者ニーズを把握し、管理運営に反映させております。</p>						
4 収支計画の積算の考え方	<p>■指定管理料（県費）の低減</p> <p>前管理者（平成15年度～17年度）の年度平均委託費と当社になってからの指定管理料を比較すると年度平均31.6%の県費削減を実現しています。</p> <p>新5カ年では更に累計883万円の県費削減をしながら、サンアリーナの一層のサービス性向上と活性化を実現します。</p> <p>■施設利用料収入と3大経費</p> <p>興行や集会等の大型利用の誘致を積極的に推進することと合わせ、平日の利用活性化の取組みを背景に施設利用料収入計画を積算します。</p> <p>3大経費である人件費、業務委託費、水光熱費の一層の削減や適正管理に努めます。</p>						
5 組織及び人員	<p>■職員の雇用形態・勤務体制・人材育成</p> <p>ハイレベルのサービス性を継続するため正社員の県内雇用を重視し、男女を問わず、自立心・向上心豊かな高水準のサービスを目指します。</p> <p>全日開館サービスのため、職員の公休取得を計画的に調整し、ムリのないバランスの取れたシフト勤務体制を維持します。</p> <p>職員の勤務資質や意欲ならびに専門技能の向上を目指し、社内外の研修参加、資格取得挑戦や自己啓発を会社として積極的に支援します。</p>						
収支計画書(千円)	年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
	収入合計	336,470	349,030	308,970	305,060	305,560	
	内訳	指定管理料	203,400	203,900	207,000	207,000	
	利用料収入	104,600	117,200	69,000	66,900	67,400	
	その他収入	28,470	27,930	32,240	31,160	31,160	
支出合計		332,070	345,210	308,800	304,430	304,510	

(5) 伊勢志摩サミットについて

1 伊勢志摩サミットの推進状況について

(1) 8月10日以降の主な取組状況

① 第1回伊勢志摩サミットフォーラム

伊勢志摩サミットへの理解を深め、県民の皆さんの開催機運を醸成するため、第1回伊勢志摩サミットフォーラムを9月5日に開催しました。(別紙1のとおり)

なお、第2回伊勢志摩サミットフォーラムは、12月又は平成28年1月を目途に開催する予定です。

② 県民会議への協賛、応援、寄附の依頼

三重県ゆかりの企業、団体、個人とともに、三重県の総力を結集するため、8月31日から協賛、応援事業、寄附等を募集しており、9月30日時点の申込状況は、協賛10件、応援事業48件、寄附32件です。(別紙2のとおり)

③ 県民会議シンボルマークの作成依頼及び県民投票の実施

国のロゴマークの決定に先んじて、多くの県民ができるだけ早期に、かつ自由に使用できる県民会議としてのシンボルマークを独自に作成するため、8月21日、近藤敦也氏に依頼し、3つの候補案を作成していただきました。

この3つの候補案について、9月25日から10月1日まで県民投票を実施しました。投票結果から候補案の絞り込みや得票率の算定を行い、県民会議の会長、副会長、理事による投票に反映させたうえで最終決定し、10月13日開催の県民会議第2回総会において発表する予定です。

※近藤氏は、北勢きらら学園在校時の作品が平成20年の北海道洞爺湖サミットのロゴマーク公募で最優秀作として採用され、その後、筋ジストロフィーという難病を抱えながらも、夢であったグラフィックデザインの仕事に従事されています。

④ 宿泊予約センターの設置

サミット開催時に集中的に来県する関係者の宿泊先を、安定的かつ効率的に確保・提供するとともに、宿泊者及び宿泊施設に対する適切なサポートや三重県の観光情報の発信等につながる取組を行うため、宿泊予約センターを8月24日に設置しました。8月31日から9月7日にかけて、宿泊施設向け説明会を計10回開催するとともに、10月1日から宿泊希望者向け問合せ対応窓口業務を開始しています。

(別紙3のとおり)

⑤ プレスツアー

本県のさまざまな魅力を発信するため、外務省が海外から招へいした報道関係者を対象にしたプレスツアーを、外務省と協力し、実施しました。

ASEAN加盟10か国（10人）のプレスツアーは、8月27日に、四日市公害と環境未来館、日本アルシー株式会社、四日市コンビナート夜景クルーズを取材しました。

中東5か国（5人）のプレスツアーは、8月30、31日に、せんぐう館、伊勢神宮（外宮、内宮）、おかげ横丁、横山展望台、海の博物館、海女小屋はしまんかまどを取材しました。

なお、今後、県民会議主催等での海外プレスツアーも実施することとしており、第1回ツアーを、12月に実施する予定です。

（2）事業計画

別紙4のとおり

（3）当面の主な取組

① 広報全体計画（200日前イベント等）

全てのステークホルダーにとってわかりやすい、開催まで200日前、150日前、100日前などの節目日を展開軸にし、その日を含む概ね1週間を「〇〇日前ウィーク」と設定し、およそ50日間隔の「広報・発信のリズム」「広報のヤマ場」を創ることで県民の歓迎機運の醸成を図ります。（別紙5のとおり）

200日前から150日前までを、県内への伊勢志摩サミットの認知促進の時期と位置付けていることを踏まえ、カウントダウンボードの一斉設置や、県内集客施設におけるイベントの実施、各戸配布されるみえだよりでの広報等を展開する予定です。

② 伊勢志摩サミット公式ポスター第2弾以降の制作

サミット開催への期待感と県民の意識醸成を図るため、第1弾に引き続き、第2弾から第5弾までのポスターを作成します。（別紙6のとおり）

第2弾ポスターは、県民会議のシンボルマークとともに、10月13日開催の県民会議第2回総会において発表する予定です。

③ 県産食材等の利用促進に向けた取組

伊勢志摩サミットを契機とし、質の高い県産食材等のPRを行うことで、需要拡大及び販売促進につなげるため、全県をあげて、質の高い県産食材等をリストアップし、サミットにおける公式プログラムやプレスツアー等の食事メニューに採用されるよう、県産食材等の活用を国や関係ホテル等に対して、積極的に提案していきます。（別紙7のとおり）

2 伊勢志摩サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例（仮称）について

（1）進捗状況

伊勢志摩サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例（仮称）の骨子案について、8月12日から9月10日までパブリックコメントを実施しました。

（2）パブリックコメントの結果概要

お寄せいただいたご意見は10件でした。（意見者4名：県民3名、1団体）
主なご意見とそれに対する県の考え方は、別紙8、別紙9のとおりです。

（3）今後の対応方針

パブリックコメントのご意見を踏まえ、最終素案を作成しました。関係機関と調整のうえ、条例案をお示しする予定です。

（4）条例の最終素案

別紙10、別紙11のとおり。

（5）国の動向

① 「航空法」

小型無人機の飛行ルールを定める改正航空法が、9月に成立しました。

② 「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案」

法律案は参議院で閉会中審査となりました。

（6）今後のスケジュール（案）

11月定例月会議 条例案提出

平成28年3月27日 条例施行

参考1 県の推進体制（8月10日以降）

（1）三重県伊勢志摩サミット推進本部

- ・オール県庁で横断的な体制を整え、円滑な実施を図るため、知事を本部長とし全部局長で構成する「三重県伊勢志摩サミット推進本部」を設置。

9月9日（水） 第3回本部会議

9月25日（金） 第4回本部会議

10月22日（木） 第5回本部会議（予定）

＜伊勢志摩サミット推進局＞

8月20日（木） 体制の拡充（3課54名体制）（国1名）

8月21日（金） 体制の拡充（3課56名体制）（民間2名）

9月1日（火） 体制の拡充（3課58名体制）

（国1名、県1名（外務省派遣））

10月1日（木） 体制の拡充（3課61名体制）（民間3名）

※県1名（外務省派遣）

（2）伊勢志摩サミット三重県民会議

- ・オール三重県で、官民一体となった三重県全体の受け入れ体制の確立と関連事業を推進するため、「伊勢志摩サミット三重県民会議」を設立。

8月19日（水） 第2回企画運営部会、事業推進部会

9月14日（月） 第3回企画運営部会、事業推進部会

9月16日（水） 第2回役員会

10月13日（火） 第2回総会（予定）

（3）市町との連絡調整

- ・県内29市町との連絡調整、情報共有を行うため、伊勢志摩サミット市町連絡調整会議を開催。

- ・地元4市町との連絡調整、情報共有を行うため、伊勢志摩サミット地域連絡調整会議を開催。

8月26日（水） 第2回会議

10月下旬 第3回会議（予定）

（4）国の関係機関との連絡

- ・国の出先機関との情報共有を行うため、伊勢志摩サミット国関係機関連絡会議を開催。

11月上旬 第2回会議（予定）

（5）東海三県一市の連携

- ・東海三県一市において情報共有と取組の実践を行うため、東海三県一市担当課長会議を開催予定。

10月8日（木） 第1回会議（予定）

参考2 国の動き（8月10日以降）

(1) 内閣官房

- ・9月17日（木） 第2回伊勢志摩サミット準備会議を開催
※オブザーバーとして局長が出席しました。

(2) 経済産業省中部経済産業局

- ・10月1日（木） 「伊勢志摩サミット・経済活性化チーム」を設置。

参考3 市町の動き（8月10日以降）

(1) 伊賀市・名張市

8月10日（月） 両市長から知事へ要望

(2) 尾鷲市・紀北町

8月10日（月） 両市町長、尾鷲市議会議長、紀北町議会議長から知事へ要望

(3) 四日市市

8月20日（木） 「伊勢志摩サミット府内検討チーム」を設置
※7月31日（金） 四日市市長から知事へ要望

(4) 桑名市

8月25日（火） 桑名市長から知事へ要望

(5) 鳥羽市

8月28日（金） 鳥羽市長から知事へ要望

(6) 鈴鹿市

9月8日（火） 鈴鹿市長から知事へ要望

(7) 大台町

9月16日（水） 大台町長から知事へ要望

(8) 伊勢市

10月1日（木） 体制の拡充（専従職員の増員（企画調整課））
消防体制の強化（管内及び受け入れ含む）

第1回伊勢志摩サミットフォーラムの概要

1 日時 平成27年9月5日（土）14:00～16:15（開場13:00）

2 場所 志摩市磯部生涯学習センター 多目的ホール

3 内容

(1) 挨拶 鈴木三重県知事、大口志摩市長

ビデオメッセージ 安倍内閣総理大臣

(2) 講演「伊勢志摩サミットに期待すること」

講師 滝崎成樹氏（外務省大臣官房伊勢志摩サミット準備事務局長）

概要 サミットの概要や、三重県の情報発信・県民活動に対する期待についてご講演いただきました。国際メディアセンター及び三重県情報館（仮称）を活用して三重県を情報発信したり、ジュニアサミットの開催が決定すれば、小中高生が世界に目を向ける絶好の機会となるなどのお話をいただきました。

(3) トークセッション

スピーカー 山谷吉宏氏（北海道副知事）

ロビン・ハーディング氏（フィナンシャルタイムズ東京支局長）

江崎貴久氏（海島遊民くらぶ代表）

鈴木三重県知事

概要 3つのテーマ（サミット開催地から学ぶ、伊勢志摩の魅力とその発信、県民総参加への取組）に沿って、北海道洞爺湖サミットにおける住民参加の事例や、記者の目から見て一目で日本・三重県とわかる写真の重要性など、貴重な発言や提言をいただきました。

4 参加者

376名

うち一般参加者300名（満員）

うち報道・来賓・関係者等76名

5 アンケート結果

(1) 一般参加者300名中、160名から回答（回答率53.3%）

(2) 伊勢市・鳥羽市・志摩市・南伊勢町からの参加者

51.0%

(3) フォーラムの内容について

「大変良かった」、「良かった」…99.3%

(4) 「伊勢志摩サミット」への关心や、おもてなしへの参加意欲が深まったか、おもてなしへの参加のきっかけになったかについて

「大変そう思う」、「そう思う」…95.8%

(5) その他、主な意見

- ・経験者や専門家からの話やアドバイスは非常に参考になった
- ・具体的な話なので非常にわかりやすく、不安が少し解消された
- ・どのように参画していくのかを考えさせられた など

協賛、応援、寄附の申込状況等について

平成27年10月1日

8月31日より開始した、協賛、応援、寄附の募集にかかる9月30日時点での申込状況は、下記のとおりです。

協賛	応援	寄附	
10件 うち登録6件	48件 うち登録32件	32件 99,591,538円	
		法人	個人
		11件 93,360,000円	21件 6,231,538円

協賛、応援の事業提案内容は、別添のとおりです。

協賛、応援申込状況

H27.9.30 時点

伊勢志摩サミットにかかる協賛、応援について、現時点での申込状況は、下記のとおりです。

- [備考]・登録欄の「済」は登録済のもの、「未」は審査中のものです。
- ・公表欄の「○」は内容の公表に同意があるもの、「×」は公表を希望しないものです。

【協賛】

申請件数	10
うち登録件数	6

申込者一覧

番号	受付日	提案者名	提案内容	登録	公表
1	H27.8.28	三重トヨタ自動車株式会社	クリーンアップ運動へのごみ袋等提供他	済	○
2	H27.9.3	尾鷲名水株式会社	サミットの出席者、スタッフにミネラルウォーターを提供	済	○
3	H27.9.11	「小さな親切」運動三重県本部	ごみ袋3万枚(JT協賛)配布し小中学校、企業等とともに、県民会議と同一週に環境美化活動実施	済	○
4	H27.9.11	百五銀行「小さな親切」の会	百五銀行の行員3,000名がサミット開催の直前週に環境美化活動実施	済	○
5	H27.9.16	株式会社宝輪	HOWAビル津(県民会議事務局入居)の空いている立体駐車場を無償貸与	済	○
6	H27.9.18	株式会社アクアイグニス	県民会議が主催するイベント・各種レセプション等へ「伊勢海老パイ」を提供	済	○
7	H27.9.24	-	-	未	○
8	H27.9.25	-	-	未	○
9	H27.9.25	-	-	未	○
10	H27.9.25	-	-	未	○

【応援】

申請件数 48
うち登録件数 32

申込者一覧

番号	受付日	提案者名	提案内容	登録	公表
1	H27.8.28	株式会社百五銀行	百五観光アカデミー開催	済	○
2	H27.8.28	堀口文宏の志摩っていこうぜ運営委員会	志摩の魅力を動画番組、SNS等で配信	済	○
3	H27.8.28	三重の大酒蔵市実行委員会	県内の酒蔵と四日市市飲食店のコラボイベント	済	○
4	H27.9.1	村林浩代ソラノリサイタル実行委員会	リサイタルの売上的一部分を県民会議へ寄附	済	○
5	H27.9.2	JAグループ三重 JA事業サポートセンター	「伊勢志摩サミット2016」ポスターの店頭掲示	済	○
6	H27.9.2	「名港水上芸術花火2015」開催委員会	名古屋港ガーデンふ頭でサミット記念花火大会	済	○
7	H27.9.2	イオンリテール株式会社	県内店舗で伊勢志摩サミットポスターの掲示	済	○
8	H27.9.2	マックスバリュ中部株式会社	県内店舗で伊勢志摩サミットポスターの掲示	済	○
9	H27.9.2	イオンリテール株式会社	関西圏店舗で「三重県フェア」開催	済	○
10	H27.9.2	三重信用金庫	「伊勢志摩サミット記念定期」を販売し利息の一部を寄附	済	○
11	H27.9.3	キリンビールマークティング株式会社	記念デザイン肩ラベル品販売、売上1本につき1円を寄附	済	○
12	H27.9.3	三重県漁業協同組合連合会	伊勢志摩サミット開催PRのための看板設置	済	○
13	H27.9.4	一般社団法人三重県食品衛生協会	サミット成功に向け食中毒を発生させないセミナー開催	済	○
14	H27.9.4	-	-	未	○
15	H27.9.4	-	-	済	×
16	H27.9.4	-	-	済	×
17	H27.9.4	全国詩曲音楽連盟	サミットの記念曲(イメージソング)の制作	済	○
18	H27.9.9	エールアドエイジェンシー合同会社	北勢エリアの社員募集情報誌へのポスターの無料掲載	済	○
19	H27.9.9	-	-	済	×
20	H27.9.10	アサヒビール株式会社 中部統括本部	伊勢志摩サミットラベル商品の販売	済	○
21	H27.9.10	アサヒビール株式会社 中部統括本部	サミット開催ホテル宿泊券が当たる商品の販売	済	○
22	H27.9.10	近畿日本ツーリスト個人旅行株式会社	「伊勢志摩サミット2016」ポスターの店頭掲示	済	○
23	H27.9.11	-	-	済	後日公表
24	H27.9.14	-	-	済	後日公表
25	H27.9.15	株式会社百五銀行	主要14ヶ店のロビーにWi-Fiを整備する	済	○
26	H27.9.16	株式会社宝輪	HOWAビル津(県民会議事務局入居)壁面にサミットポスター掲出	済	○
27	H27.9.17	三重交通グループホールディングス株式会社	サミットデザインの缶バッヂを作成し、グループ11社の社員が着用	済	○
28	H27.9.17	-	-	済	後日公表
29	H27.9.18	-	-	済	×
30	H27.9.18	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 三重県支部	サミット開催記念のCall Signを取得後、国内外のアマチュア無線局と交信し三重県をPR	済	○
31	H27.9.18	伊藤印刷株式会社	伊勢志摩サミット開催記念応援グッズ(缶バッジ・三重学彩・シール)を販売し、売上的一部分を寄附	済	○
32	H27.9.24	特定非営利活動法人ほがらか絵本畠	伊勢志摩サミットを機会に海外を身近に感じるため、絵本を使った勉強会やセミナーを実施	済	○
33	H27.9.24	日本ボイスカウト 伊賀第1団 カブ隊	伊勢志摩サミットに関する子ども向け学習会実施(テーマ:世界の国ぐに)	済	○
34	H27.9.25	-	-	未	○
35	H27.9.25	-	-	未	○
36	H27.9.28	-	-	未	○
37	H27.9.29	-	-	未	○
38	H27.9.29	-	-	未	○
39	H27.9.29	-	-	未	○
40	H27.9.29	-	-	未	○
41	H27.9.29	-	-	未	○
42	H27.9.29	-	-	未	○
43	H27.9.29	-	-	未	○
44	H27.9.29	-	-	未	○
45	H27.9.29	-	-	未	○
46	H27.9.30	-	-	未	○
47	H27.9.30	-	-	未	○
48	H27.9.30	-	-	未	○

伊勢志摩サミット宿泊予約センターの概要

1 宿泊予約取扱対象者

各国代表団、日本政府関係者、警備関係者、消防関係者、医療関係者、報道関係者等

2 運営事業者

伊勢志摩サミットに係る宿泊手配等業務コンソーシアム

※株式会社 JTB 中部（代表）、近畿日本ツーリスト株式会社、株式会社日本旅行の3社による共同事業体

- ・住 所 三重県津市羽所町 375 百五・明治安田ビル5階
伊勢志摩サミット宿泊予約センター
- ・電話番号 059-228-8455
- ・営業時間 平日 9時30分から 17時30分まで（土日祝は休業）

3 宿泊施設向け説明会

宿泊予約センターにおける配宿業務への理解と協力を求めるため、宿泊施設向け説明会を8月31日から9月7日まで、伊勢市、志摩市、鳥羽市、津市において計10回開催しました。

<参加宿泊施設からの主な質問事項>

- ・警察関係者と一般客との分離宿泊の必要性
- ・手数料はどうなるのか
- ・配宿にあたっての考え方
- ・伊勢志摩地域への一般客や修学旅行への影響など

4 今後の予定

- ・10月～ 宿泊希望者向け問い合わせ対応窓口の立ち上げ
- ・12月～ Web上での予約受付システムの立ち上げ

平成27年9月16日
伊勢志摩サミット三重県民会議事務局

伊勢志摩サミット三重県民会議 事業計画

1 「開催支援」に関すること

◆ 伊勢志摩サミット宿泊予約センターの設置

サミット開催時に集中的に来県する関係者に対し、宿泊先となるホテル等を安定的かつ効率的に確保し、宿泊に関するサービスを一元的に提供するとともに、宿泊施設に対するサミット関係者受け入れにあたってのサポートや三重県の観光振興に係る取組などを行う伊勢志摩サミット宿泊予約センターを設置する。

◆ 配偶者プログラムの提案

首脳会議が1泊2日で予定されていることから、その期間内で実施することを想定し、テーマ性やストーリー性を持たせた訪問先やコンテンツを総合的に検討し、三重県の魅力がプログラムに盛り込まれるよう、国への提案を行う。

◆ 県産食材等の利用促進に向けた取組

全県をあげて、質の高い県産食材等をリストアップし、サミットにおける国の公式プログラムやレセプション等のほか、プレスツアー等の行事の食事メニューにおいて採用されるよう、県産食材等の活用を国や関係ホテル等に対して積極的に提案する。

◆ 弁当供給体制の整備

伊勢志摩サミットの開催に際して、警備、消防、医療、現地スタッフ等に対し、安全・安心かつ美味しい食事を大量に継続して提供するための体制を整備し、関係者用の受注窓口を設置する。三重県産食材の使用も含めて検討を行う。

◆ インフォメーション機能の整備

世界各国からの来訪者をおもてなしの心でお迎えするため、外国語案内ボランティアを幅広く募集し、地元市町・団体等との協力により、空港や駅等における移動支援・観光案内等のインフォメーション機能を提供する。

◆ 輸送サービスの円滑な提供

関係者の円滑な移動のため、バス等の移動手段の運行に係る協力、支援を行う。

◆ 警備関係への協力や住民への情報提供

地元市町等と調整のうえ、住民懇話会を開催し、サミットに関する情報を、地元関係団体・住民に提供し、伊勢志摩サミット開催に対する理解促進と機運醸成、警備体制の理解を求め、住民が有する疑問や課題の解決を行う。

◆ 公式行事に伴う歓迎交流

空港等における歓迎行事や歓迎レセプションを国等と連携して実施し、来県する各国首脳等に、歓迎の意を表明する。

県民（特に子どもたち）が各国首脳と触れ合う機会をつくるため、交流行事を検討する。

◆ 伊勢志摩サミットの開催機運を盛り上げるためのレセプション開催

サミット関係大使館等を招き、サミットの開催機運を盛り上げるとともに三重の魅力を伝えるため、レセプションを開催する。

2 「おもてなし」に関するこ

◆ 機運醸成に向けたサミットフォーラムの開催

伊勢志摩サミットへの理解を深め、開催機運を醸成するため、「おもてなし」「明日へつなぐ」「三重の発信」などを県民とともに考えるサミットフォーラムを開催する。

◆ クリーンアップ活動・花いっぱいおもてなし運動の実施

世界各国からの来訪者に対し、県民の歓迎の意を表現するとともに、一人でも多くの県民が来訪者歓迎に関わるため、全県的に環境美化・清掃活動、飾花運動を行う。キックオフイベントを行うことで県民参加による伊勢志摩サミット開催の機運醸成や参加意識の向上を目指す。

◆ カウントダウンボード、ノベルティを活用したPRの実施

伊勢志摩サミットに向けて、協賛事業も活用しながら県内外の各地にカウントダウンボードを設置することで、伊勢志摩サミット開催の機運醸成を目指す。

関係閣僚会合や三重テラス等PR効果の高い県外でのイベントや三重県で開催される全国大会等において、ポストカード等の各種PRツールを用いて幅広く周知を行う。

◆ おもてなし向上研修などの実施

世界各国からの訪問者に満足いただけるおもてなしを行うとともに、国際観光地としてレベルアップのため、外国人接遇研修の実施や、外国人接遇用のハンドブックの制作・配布を行う。

3 「明日へつなぐ」取組に関すること

◆ ジュニアサミットの開催

三重の魅力の発信や明日へつながる交流を残すため、ジュニアサミットの県内開催を要望し、開催決定した際には、三重県の独自性を生かすとともに、県内高校生が参加者と交流できる機会を可能な限り設定したプランを国に提案する。

◆ 多様な主体における国際理解・国際交流事業の開催

サミットの開催を契機として、サミット参加国について学ぶ機会を設け、学校や市町、民間企業・団体等、多様な主体が、国際理解・国際交流を深める機会を提供する。特に次代を担う子どもたちが多文化を理解し、国際的な視野や感覚を身に付けるきっかけとすることで、明日を担う世代の育成を目指す。

4 「三重の発信」に関すること

◆ シンボルマークの制定

県民会議や県民会議の活動に賛同する多くの県民が自由に使用できる県民会議としてのシンボルマークを独自に作成し、広報活動に活用することで伊勢志摩サミット開催の機運醸成を行う。シンボルマーク作成にあたっては、北勢きらら学園在校時の作品が 2008 年の北海道洞爺湖サミットのロゴマーク公募で最優秀作として採用された近藤氏に依頼し、北海道洞爺湖サミットの経験を伊勢志摩サミットの成功と三重県の明日へつないでいく、また、多様な主体に参画いただくことを、県民会議からの強いメッセージとして発信する。

◆ ロゴマーク募集事業への協力依頼

伊勢志摩サミット開催の機運醸成のため、県内学校等に向けて国のロゴマーク募集事業への積極的な協力を依頼する。

◆ ホームページ、SNSでの発信

ホームページ、Facebook、Twitter を活用し、県民会議の取組、三重の魅力やサミットに向けた情報を効果的に幅広く発信する。

◆ ポスター、リーフレット、チラシ等によるPRの実施

伊勢志摩サミット開催の機運醸成と県民意識の醸成を表現するため、「起・承・転・結」の構成とする「伊勢志摩サミット 2016」ポスターを第5弾まで作成し、多くの人々に伊勢志摩サミットの三重県開催のPRを実施する。

◆ プレス等を活用した情報発信

国内外のメディアに三重県を取材する機会を提供し、三重県ならではの体験や三重県の多彩なコンテンツを体感いただき、三重県の魅力を国内外へ発信することで、三重県の認知度を高め、ブランドイメージの確立・浸透を図るため、プレスツアーや記者会見等を実施するだけでなく、プレスツアーへの参加を呼び掛けるイベントを開催する。

◆ 三重県情報館（仮称）の設置

国際メディアセンター内に、国内外から来県する多数の報道関係者等を通じて、三重県の魅力を国内外に発信するための拠点として「三重県情報館（仮称）」の設置を要望し、日本の中の「地方」の代表として三重県の伝統・文化、食、技術などの魅力を発信する。

◆ 三重テラス、関西事務所など県外でのイベント等の展開

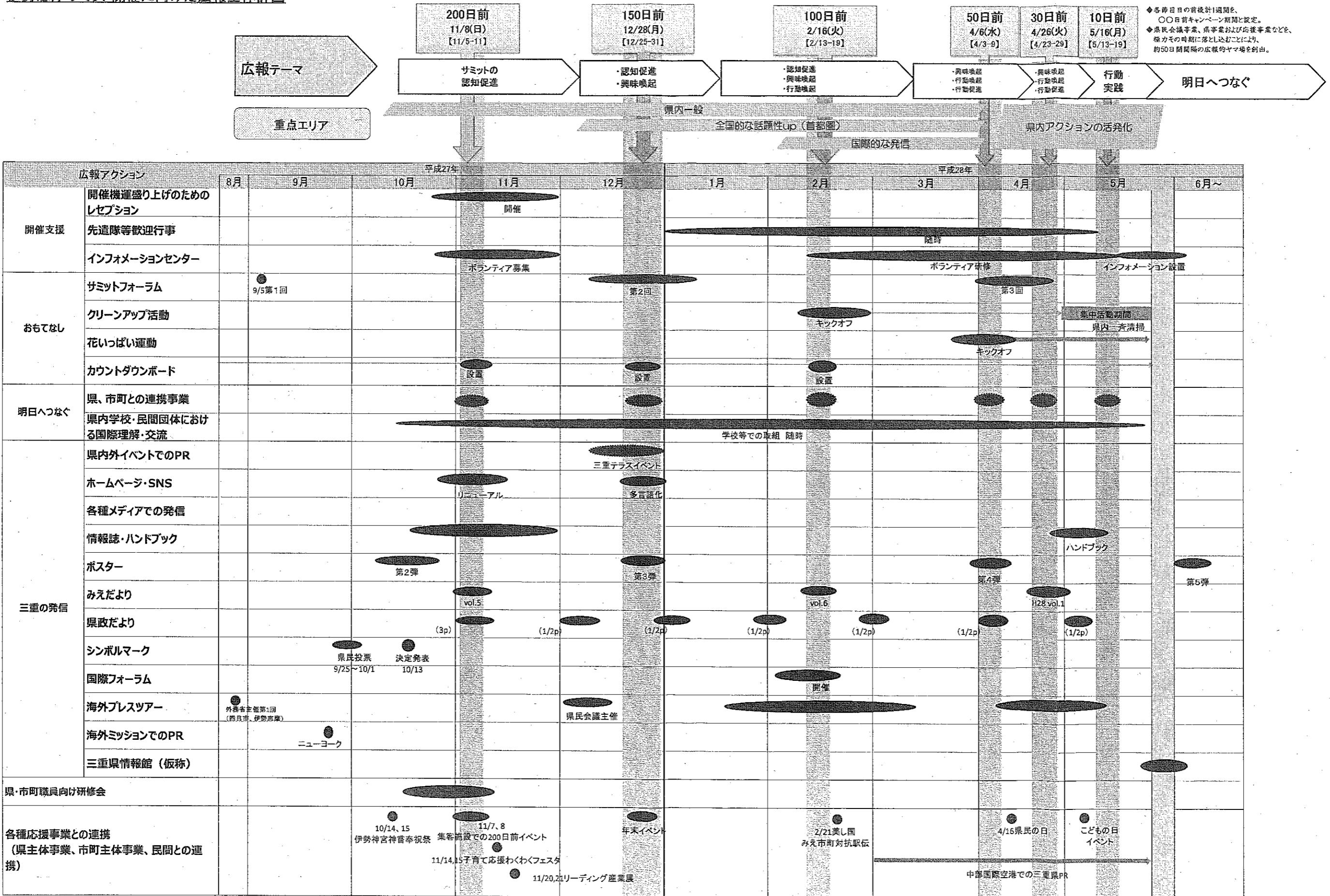
伊勢志摩サミット開催及び開催地である三重県の全国的な発信のため、三重テラス等にて、2016年伊勢志摩サミット開催に向けたイベント等を展開するとともに、関係閣僚会合開催県と連携を図り、双方のPRを行う。

◆ 海外ミッションの機会等を利用したPRの実施

三重県での伊勢志摩サミット開催をアピールするとともに、三重県の知名度向上を図るために、県が主催する海外ミッションにおいて伊勢志摩サミットに関するPRを実施する。

伊勢志摩サミット開催に向けた広報全体計画

20151005



伊勢志摩サミット公式ポスター第2弾以降の制作について

1 基本方針

開催機運と県民意識の醸成を表現するため、「起・承・転・結」の構成とします。
ポスターは、第2弾から第4弾の期間が半年と短いことから、複数点数では県民会議のポスターとして認知効果が薄まることが懸念されるため、各弾一種類とします。

(1) 第1弾・7月～掲出 ※掲出済

- 起：サミットが伊勢志摩で開催されることをPRし、期待感を醸成
- ・サミット予定地の賢島とリアス式海岸の写真を活用し、伊勢志摩サミット2016（開催決定）を県内外へ発信
 - ・豊かな自然と美しいリアス式海岸を映した写真で伊勢志摩をPR

(2) 第2弾・10月～掲出

- 承：県民会議の象徴となるシンボルマーク決定告知
- ・シンボルマーク作成者へポスターも同時に作成依頼
 - ・第2回県民会議総会でシンボルマークと同時に発表（10月13日）
 - ・シンボルマークと作成に込めた思いを広く県内外へ発信

(3) 第3弾・12月～掲出 及び 第4弾・3月～掲出

- 転：県民参加のポスター公募
- ・第3弾、第4弾のポスターは県民から公募する。
 - ・テーマを「おもてなしの心」として、「おもてなし」や「歓迎」という伝わりにくいテーマをポスター表現することで県民の意識啓発を目指す。
 - ・デザインは県民会議会長及び県民会議事務局で決定
 - ・ポスターの印刷や配布は、企業等の協賛で実施

サミット終了後・・・

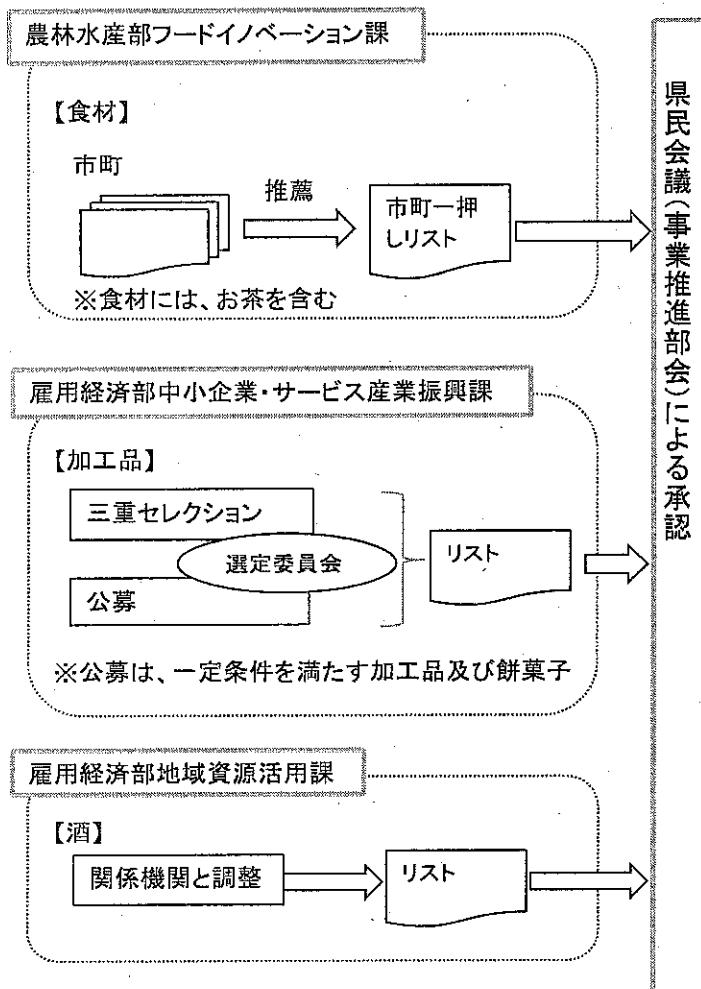
(4) 第5弾・5月28日～掲出

- 結：サミット終了が新たなスタート
- ・明日へつなぐをテーマに、アフターサミットへ向けてメッセージを記載
 - ・サミット開催までに実施してきた県民参加事業の写真を中心に構成

県産食材等の利用促進に向けた取組(概略図)

平成27年10月5日
伊勢志摩サミット推進局

1 質の高い県産食材(情報発信による今後の販路拡大)



<ターゲット>	<シチュエーション>	<時期>	<提案先(主体)>
首脳・配偶者	食事	5月26日、27日	外務省、ホテル
シェルパ	食事	5月26日、27日	外務省、ホテル
配偶者	配偶者プログラム (食事・お菓子)	5月26日、27日	外務省
各国代表団	食事	5月中旬～5月下旬	ホテル
各国先遣隊	歓迎レセプション	1月頃～5月	県民会議
報道機関	国際メディアセンター ・食事の提供 ・試食・試飲	5月下旬	外務省、提供事業者 県民会議
プレスツアー	・夕食会等(※) (※)行程における食材の紹介もあり	8月末～開催後	外務省、県民会議、 その他主体
その他	レセプション等	10月～5月頃	適宜

2 県産食材全般(サミット時期における消費拡大)

○弁当供給センター

- ・弁当供給業務事業者の公募の際、県産食材の活用を評価項目とすることなど(詳細な仕掛けは別途検討)により、消費拡大を図る。また、その後の販路拡大にもつなげる。
- 北海道 総供給数:約51.7万食、ピーク時:約37,000食／日

「伊勢志摩サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例
(仮称)」骨子案にかかるパブリックコメントの結果概要

1 パブリックコメントの実施内容

(1) 対象

伊勢志摩サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例
(仮称) 骨子案

(2) 意見募集期間

平成27年8月12日(水)から平成27年9月10日(木)まで

2 パブリックコメントの結果について

(1) 意見数

お寄せいただいたご意見は10件でした。(意見者4名:県民3名、1団体)

意 見 数	内 訳		
	県 民	団 体	
10件	3名	6件	1団体 4件

※提出方法:ファクシミリ1名、電子メール3名

(2) 主なご意見、その対応及びそれに対する県の考え方

別紙10のとおり。

「伊勢志摩サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例(仮称)」

骨子案のパブリックコメントで頂いた主なご意見とそれに対する県の考え方

【対応欄の説明】

- ①最終案に反映するもの
- ②最終案に一部反映するもの
- ③既に反映しているもの
- ④最終案への反映は難しいが今後の検討課題や参考とするもの
- ⑤最終案に反映することが難しいもの
- ⑥その他(①～⑤に該当しないもの)

No	項目	骨子案に対する意見	対応	意見に対する県の考え方
1	目的	誰がこの条例を執行するのですか。警察官ですか。海の場合はどうするのですか。	⑥	その執行は警察官を想定しています。海の場合は、海上保安官と警察官が連携しながら対応することになると考えられます。
2	規制する期間	規制期間が長い、サミット前のかなり早い時期(3月27日)から規制されるのはなぜか。	⑥	サミット開催日が5月26日及び5月27日であることから、県民の方への影響を考慮しつつ、要人の警護に万全を期す必要があり、最長の期間として、サミット開催初日の5月26日の60日前から規制することで関係機関と調整しているものです。
3	規制する場所	要人等の訪問先施設がどこであるのか現時点ではわからないのか。	⑥	要人等の訪問先施設がどこであるかは、現時点では未定であり、今後もなかなか決まらないことも想定されるところです。
4	規制する場所	賢島の地図を見て、1.5kmの範囲を確認しましたが、とても複雑です。非常にわかりにくいと思います。子どもも飛ばすことがあるので、誰にでも分りやすい範囲にしないといけないと思います。取り締まる方も分かりにくいと思います。もっと分かりやすい規制にしてはどうでしょうか。ドローンだけではなく、ラジコンの飛行機やヘリコプターも規制されるということになりませんか。子どもが遊べなくなりませんか。	①	ご指摘を踏まえ、賢島の規制範囲について、賢島内にある基準点を中心として半径1.5kmの円内の地域(海域を含む。)と修正しました。 ラジコンの飛行機やヘリコプターも規制対象になります。
5	許可	農薬散布の為、無人ヘリを飛ばす場合は申請を上げれば許可されるものか。	⑥	住民生活を送るうえで真にやむを得ない場合に許可とする方向で検討中です。真にやむを得ない場合として、自己所有地での農薬散布など農業目的での利用を想定しているところです。

「伊勢志摩サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止
に関する条例（仮称）」最終素案

(目的)

第1条 この条例は、伊勢志摩サミットの開催時の対象地域及び対象施設の周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人への危険を未然に防止し、もって会議の円滑な実施、良好な国際関係の維持及び地域の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で用いる用語の定義を規定する。

- 「対象地域」
志摩市賢島内に所在する基準点を中心として1,500mの半径を有する円内の地域（海域を含む。）をいう。
- 「対象施設」
- 「対象施設周辺地域」
- 「小型無人機」
飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させができるものをいう。
- 「要人」
内閣総理大臣、その配偶者及び別表（注1）で定める外国要人をいう。

(対象施設等の指定等)

第3条 対象施設、当該対象施設の敷地又は区域及び対象施設周辺地域の指定などについて規定する。

- 要人の所在する場所のうち、第1条の目的に照らしその施設に対する小型無人機の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象施設として指定することができる。この場合において、併せて当該対象施設の敷地又は区域を指定するものとする。
- 対象施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲300メートルの地域を当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。
- 対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定し、当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察本部長等と協議しなければならない。
- 対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨、期間、当該対象施設の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域を告示しなければならない。

(対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止)

第4条 平成28年3月27日から同年5月28日までの期間、対象地域及び対象施設周辺地域の上空において、小型無人機の飛行を行ってはならないことを規定する。

ただし、許可を受けた者及び国又は地方公共団体の業務を行うために小型無人機の飛行を行おうとする者は除く。

なお、国又は地方公共団体の業務を行うために小型無人機の飛行を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を公安委員会等に通報しなければならない。

(飛行の許可)

第5条 平成28年3月27日から同年5月28日までの期間、対象地域及び対象施設周辺地域の上空において、小型無人機の飛行を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならないことを規定する。

なお、許可に条件を付けることができる。

(許可の申請書の記載事項)

第6条 許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならないことを規定する。

- 氏名又は名称及び住所（法人の場合はその代表者の氏名）
- 操縦者の氏名及び住所
- 小型無人機の飛行の目的
- 小型無人機の種類、大きさ、形状及び数
- 小型無人機の飛行する日時、飛行する時間及び飛行する地域
- 小型無人機に付属させる機器等の有無及びその内容
- その他の事項

(許可の基準)

第7条 次のいずれかに該当するときは、許可をしてはならないことを規定する。

- 対象地域及び対象施設周辺地域の上空を小型無人機が飛行することにより、要人に危険が生じるおそれがあると認めるとき。
- 要人の警備の妨げになるおそれがあると認めるとき。
- その他知事が必要と認めるとき。

なお、許可の期間は、知事の定める期間とし、許可をしようとするとき、必要があると認めるときは、関係機関に協議を求めることができる。

(変更の許可)

第8条 許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、許可を受けなければならないことを規定する。

(許可の取消し)

第9条 許可を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、その許可を取消すことができることを規定する。

- 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。
- 第8条の規定に違反したとき。

(安全の確保のための措置)

第10条 規定に違反して小型無人機の飛行が行われていると認められる場合に、当該小型無人機の飛行を行っている者に対し、安全を確保するために必要な措置をとることができることを規定する。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定する。

(罰則)

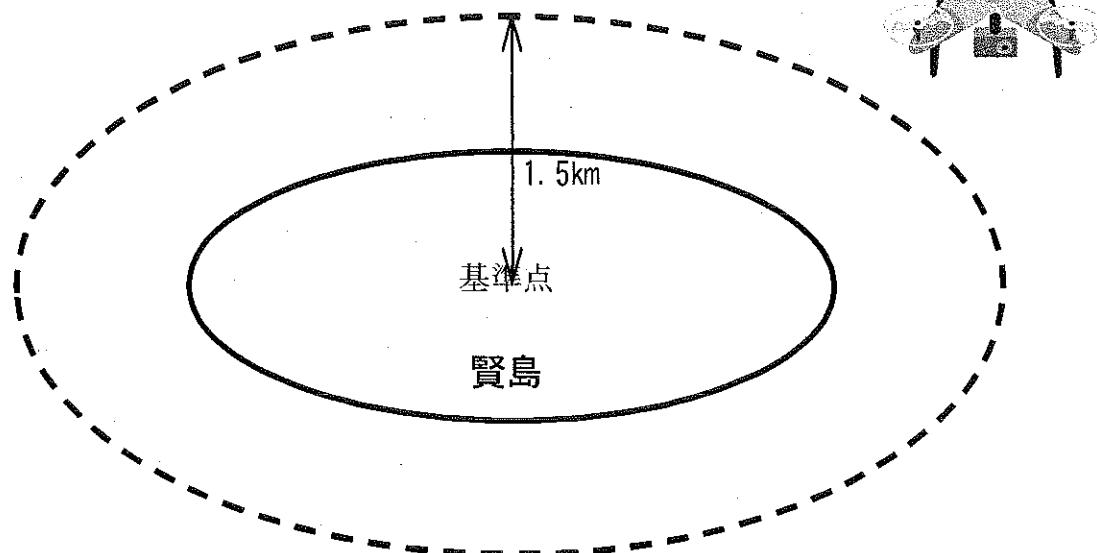
第12条 許可を受けずに対象地域及び対象施設周辺地域の上空において小型無人機の飛行を行った者、第10条の規定による知事の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することを規定する。

附則で施行期日、準備行為を規定する。

(注1) 別表 外国要人(第2条関係)

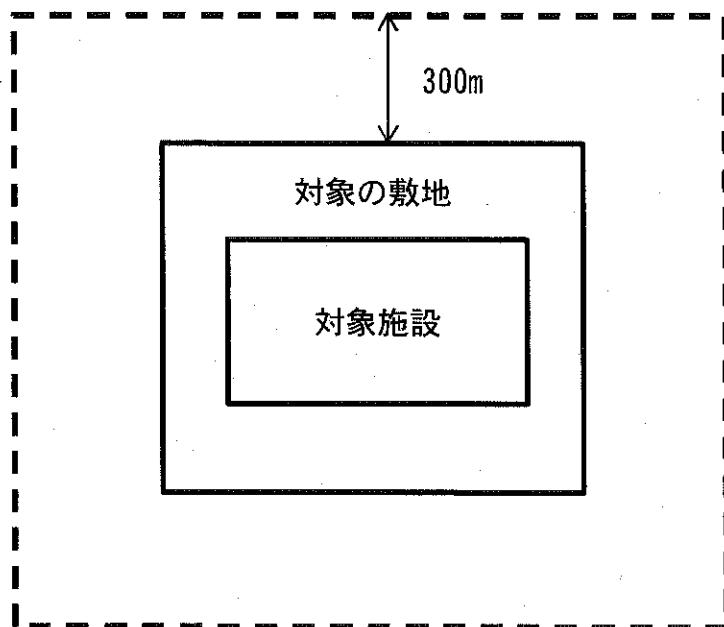
- 一 外国の元首(当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。)及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員
- 二 外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員
- 三 外国の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者
- 四 外国の外務大臣以外の外国の大員及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外国の大員に準ずる地位にある者
- 五 國際連合の事務総長及び事務次長並びに我が国が加盟国となっている国際機関の事務局長並びにこれらに同行する家族の構成員
- 六 前各号に掲げる者以外の者で、知事がこれらの者と同等の接遇を行う必要があると認めて指定するもの

**小型無人機の飛行規制範囲
(イメージ図)**



[賢島周辺の飛行規制範囲]

- ・ 賢島の島内 (実線内の範囲)
- ・ 賢島内の基準点から 1.5km の範囲内 (点線内の範囲)



[施設周辺の飛行規制範囲]

- ・ 施設の敷地内 (実線内の範囲)
- ・ 施設の境界から 300m の範囲内 (点線内の範囲)

(6) 三重県新エネルギー・ビジョンについて

1 三重県新エネルギー・ビジョンの改定

三重県新エネルギー・ビジョン（平成24年3月）を策定してから3年が経過しました。この間、国は、平成26年4月にエネルギー基本計画を策定し、家庭用の電力小売り自由化などの電力システム改革に着手するとともに、平成27年冬に開催される国連気候変動枠組条約の「第21回締約国会議（COP21）」での新たな地球温暖化対策の枠組みの合意に向けて、平成27年7月に平成42（2030）年度の温室効果ガスの削減目標と電源構成の見通し（別記1）を示すなど、我が国のエネルギーをめぐる環境は大きく変化しつつあります。

このような環境変化をふまえつつ、三重県新エネルギー・ビジョンのこれまでの取組の成果と課題について中間評価をおこなった結果、今後の三重県の新エネルギーに関する基本的考え方、新エネルギーの導入目標、協創の考え方のもとで取り組むべき方向性を明らかにする必要があると判断したことから、新エネルギー・ビジョンの改定を行うこととしました。

なお、改定にあたっては、専門的な知見を有する有識者や民間企業、地域活動を行っている関係団体等、幅広い観点から意見を求めるため、「三重県新エネルギー・ビジョン推進会議」（別記2）を設置しました。

2 これまでの取組状況と課題

（新エネルギーの導入目標）

平成25年度末の新エネルギーの導入実績は、エネルギーの一般的な指標である原油の削減量に換算すると534,557kLで、平成32年度末の目標値（原油換算856,000kL削減）に対して進捗率は62.4%（目標値61.0%）でした。これは世帯に換算すると287,766世帯に相当します。（別記3）

このうち、太陽光発電については平成26年度末時点で、進捗率は121%と既に平成32年度末の目標値を上回り、新エネルギー全体の平成26年度末の進捗率は70%以上（目標値66.6%）に達する見込みです。また、バイオマス発電についても、今後の事業者等の導入計画を勘案すると、平成32年度末の進捗率は131%に達する見込みです。

一方、太陽熱利用、燃料電池（エネファーム）は、ヒートポンプ式給湯器（エコキュート）と熱利用の目的で競合するため、今後も導入が進まないことが懸念されます。

（新エネルギーを活用したまちづくり）

エネルギーを賢く使うスマートタウンの形成を目指した「桑名プロジェクト」、地域における熱利用を地域経済の循環にもつなげようとする「熊野プロジェクト」、小水力発電を地域振興につなげようとする立梅用水の取組などのモデル的な事業の課題と成果をふまえて、

新エネルギー関連技術をいかした地域団体、民間団体、市町等との協創によるまちづくりを県内各地へ水平展開していくことが必要です。

(次世代の地域エネルギー等の活用推進)

将来の二次エネルギーとして期待される水素エネルギー、再生可能資源の利活用による持続可能な社会を目指すバイオリファイナリー、将来の国産エネルギーとして期待されるメタンハイドレートについては、産官学による研究会を開催し、情報共有等に取り組みはじめましたが、今後は、中長期の視点で三重県の特性をいかした地域活性化につなげていくことが必要です。

3 新エネルギービジョン改定版（中間案）の概要（全体構成 別紙）

ア 計画期間

ビジョンの改定版は、概ね 15 年先を見据えつつ、平成 28（2016）年度を初年度とし、平成 42（2030）年度を目標年度とするエネルギー政策の基本理念、長期目標、取組方針等を示す長期計画とします。

なお、みえ県民力ビジョン次期行動計画に合わせ、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間の中長期的な数値目標と取組方向もあわせて示します。

イ 基本理念

「県民、地域団体、事業者、大学、行政などの多様な主体が、意識とライフスタイルや事業活動を変革しながら、エネルギーの地産地消、エネルギー関連産業の振興、エネルギー関連技術を生かした地域づくり、省エネの推進に協創のスタンスで進めていく力」を「みえの地域エネルギー力」と位置付け、「エネルギー・イノベーションと協創によるみえの地域エネルギー力向上」を基本理念としています。

ウ 新エネルギー等の導入目標の見直し

目標とする新エネルギーは、現行ビジョンを継承し、太陽光発電などの 6 つの新エネルギーとコーポレート・ソーシャル・レスponsibility、次世代自動車など 4 つの高度利用技術をあわせて 10 種類を対象とし、今後、国の平成 42（2030）年度における電源構成の見通し、県の導入実績、将来の世帯見込み数、県の新エネルギーの将来計画、地域特性の類似した他県との比較等をふまえ、数値目標を設定します。

エ 取組方向

現行ビジョンは、構成上、新エネルギー・省エネ設備導入と環境・エネルギー関連産業の振興に力点がおかれていましたが、改定版では、エネルギーの安定供給に寄与する省エネルギーの県民・事業者への取組促進に力を入れるとともに、水素、メタンハイド

レートなどの次世代のエネルギーを生かした地域活性化にも力を入れていきます。

取組方向 1 新エネルギーの導入促進

太陽光発電や風力発電などの大規模な発電施設については、事業者と市町の連携に向けた支援を行うとともに、家庭・事業所への普及啓発等により、自家消費型の太陽光発電等の導入促進に取り組みます。

また、市町における廃棄物発電などの新たな新エネルギー導入の動きを支援します。

取組方向 2：家庭・事業所における省エネの推進

HEMS、BEMS、スマートメーター等のエネルギー管理システムの導入促進による省エネの推進とともに、家庭・事業所への省エネ・節電の普及啓発、国の支援策による省エネ設備、県民運動の推進などに取り組みます。

また、燃料電池車などの次世代自動車の導入促進に取り組みます。

取組方向 3：創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進

桑名プロジェクト、熊野プロジェクトなどの先行事例の成果と課題をふまえ、防災、地域振興、観光振興などの地域課題解決に向けた地域主体のまちづくりが、県内各地へ水平展開するよう支援するとともに、多面的機能を有する地域の取組が継続する仕組みについて検討します。

また、国の補助制度を活用するなど、太陽光発電と蓄電池等の緊急時に活用できる自立分散型電源の設置による電源の多重化を図り、防災まちづくりを推進します。

取組方向 4：環境・エネルギー関連産業の育成と集積

みえスマートライフ推進協議会のネットワークの活用や三重県産業支援センター・大学の研修等により、人材育成に取り組むとともに、研究開発の促進や工業研究所による技術支援、技術交流会等による販路拡大・設備投資及び立地の促進等につなげていきます。

取組方向 5：次世代の地域エネルギー等の活用推進

研究会開催、技術開発支援、水素エネ導入促進などの水素エネルギーの利活用を推進するとともに、セルロースナノファイバーの実用化、バイオブタノール研究等バイオリファイナリー研究開発プロジェクトや志摩半島沖で産出が期待されるメタンハイドレートによる地域の活性化に取り組みます。

オ 計画の推進体制の明確化

「三重県新エネルギービジョン推進会議」をビジョンの策定・進捗管理・見直しの中核組織に位置づけるとともに、新エネルギー導入、環境エネルギー産業振興につながる研究会等を実施する产学研官で構成する「みえスマートライフ推進協議会」、庁内横断組織である「三重県エネルギー対策本部」などによるPDCAサイクルを明確化し、ビジョンの効果的な推進に取り組みます。

4 推進会議委員の主な意見

「三重県新エネルギー・ビジョン推進会議」ならびに「みえスマートライフ推進協議会企画運営委員会」における主な意見は次の通りであり、今後、これらの意見をふまえて、最終案の作成に取り組みます。

(ビジョンのあり方)

- 改定とはいっても、るべき姿をしつかり議論すべきである。
- 三重県のビジョンは、協創を基本におき、多様な主体と取り組む点が特徴的である。
- 三重県は自然豊かで、伊勢神宮がある。三重県らしいビジョンにしてほしい。

(新エネルギー導入目標)

- 現行ビジョンの評価には、達成状況とともに実現可能性も考慮する必要がある。
- 新エネ導入は国の考え方とともに、他県との比較も必要である。

(新エネルギーの導入)

- 電力小売自由化に伴い、エネルギーの地産地消を進める取組を行うべきである。
- 木質バイオマス発電や熱利用の前提として、林業振興が重要である。

(エネルギーを活用したまちづくり)

- 新エネルギーの導入は、まちづくりなど多面的な機能の評価も重要である。
- エネルギーを活用したまちづくりが継続していくための仕組みの検討が必要である。
- 新エネルギーを防災まちづくりにも活用する視点が必要である。

(省エネと県民等への普及啓発)

- 新エネルギーの導入だけでなく、省エネにも目を向けるべきである。
- 電力使用のピークカットなど、スマートなエネルギーの使い方の普及が重要である。
- 普及啓発は行政だけでなく、民間事業者やマスコミとも連携して行う必要がある。

(推進体制)

- 協創によって、関係者が参加し、継続的に改善すべきである。
- 県と市町との連携を強化して、情報共有や事業調整などにもっと取り組んでほしい。

5 策定スケジュール

「三重県新エネルギー・ビジョン推進会議」、県民、市町等からご意見をいただくとともに、常任委員会で審議いただいた計画案を「三重県行政に係る基本的な計画について議決すべきことを定める条例」第2条第2号に定める中長期的な計画として、平成28年三重県議会定例会2月定例会議に議案として提出します。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 8月7日 | 第1回三重県新エネルギー・ビジョン推進会議（中間評価） |
| 9月4日 | 第2回三重県新エネルギー・ビジョン推進会議（中間案の原案） |
| 9月14日 | 第10回みえスマートライフ推進協議会企画・運営委員会（中間案の原案） |
| 10月5日 | 三重県議会戦略企画雇用経済常任委員会（中間案） |
| 10月中旬 | 第3回三重県新エネルギー・ビジョン推進会議（中間案） |
| 10月中旬 | 市町向け説明会（中間案） |
| 10月中旬～11月中旬 | パブリックコメント（中間案） |
| 11月中旬 | 第4回三重県新エネルギー・ビジョン推進会議（最終案） |
| 11月中旬 | 第11回みえスマートライフ推進協議会企画・運営委員会（最終案） |
| 12月9日 | 三重県議会戦略企画雇用経済常任委員会（最終案） |
| 2月中旬 | 三重県議会へ議案提出 三重県新エネルギー・ビジョン改定版（案） |

(別記1)

[日本における平成42(2030)年度の電源構成見通し]

	平成22年度 (2010年度) 【実績】	平成25年度 (2013年度) 【実績】	長期エネルギー需給見通し (再計算) 平成21年8月		長期エネルギー需給見通し 平成27年7月 平成42年(2030年)
			平成32年 (2020年)	平成42年 (2030年)	
再生可能エネルギー	9.6%	10.7%	13.5%	19.4%	22%~24%程度
新エネルギー等	1.1%	2.2%	5.5%	9.4%	12%~14%程度
水力	8.5%	8.5%	7.7%	9.2%	8.8%~9.2%程度
地熱	※	※	0.3%	0.8%	1.0%~1.1%程度
石油等	7.5%	14.9%	4.6%	3.8%	3%程度
石炭	25.0%	30.3%	18.2%	14.0%	26%程度
天然ガス	29.3%	43.2%	22.1%	14.2%	27%程度
原子力	28.6%	1.0%	41.5%	48.7%	20~22%程度

(別記2)

三重県新エネルギー・ビジョン推進会議委員名簿 ◎座長、○副座長

氏名	役職名
伊藤 周広	中部経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課課長
先浦 宏紀	株式会社三重銀総研 総務部長兼調査部主席研究員
下里 秀紀	津市 環境部 環境政策担当参事兼環境政策課長
高橋 幸照	水土里ネット立梅用水 事務局長
多森 成子	三重テレビ放送気象キャスター、気象予報士
辻 保彦	辻製油株式会社 代表取締役会長、うれし野アグリ株式会社 代表取締役社長、松阪木質バイオマス熱利用協同組合 理事長
手塚 哲央◎	京都大学大学院 エネルギー科学研究科 教授
といだ 桶田 直也	本田技研工業株式会社 事業企画統括部スマートコミュニティ企画室長
並河 良一○	帝京大学 経済学部経済学科 教授
ばんない 坂内 正明	三重大学大学院 地域イノベーション学研究科 教授
前田 世利子	伊勢おはらい町会議 会長
矢口 芳枝	(一般社団法人) 四日市大学エネルギー環境教育研究会副会長兼事務局長

(別記3)

三重県新エネルギービジョン 新エネルギー導入状況

新エネルギーの種類	平成22年度末ビジョン策定時実績(A)	平成25年度末導入実績(B)	平成32年度末導入目標値(C)	平成22年度末進捗率(A/C)	平成23年度末進捗率	平成24年度末進捗率	平成25年度末進捗率(B/C)
①太陽光発電	65,667kW (17,253kL)	340,693kW (89,514kL)	536,000kW (140,829kL)	12.3%	17.2%	25.7%	63.6% (目標 38.6%)
②太陽熱利用	—	1,572kL	20,000kL	—	7.0%	7.7%	7.9% (目標 27.7%)
③風力発電	72,054kW (33,121kL)	72,655kW (33,398kL)	245,000kW (112,620kL)	29.4%	29.4%	29.7%	29.7% (目標 50.6%)
④バイオマス発電	45,310kW (56,638kL)	48,090kW (60,113kL)	76,000kW (95,000kL)	59.6%	59.6%	57.3%	63.3% (目標 71.7%)
⑤バイオマス熱利用	32,065kL	52,654kL	65,000kL	49.3%	48.0%	67.0%	81.0% (目標 63.5%)
⑥中小規模水力発電	—	549kW (490kL)	4,000kW (3,569kL)	—	11.9%	13.7%	13.7% (目標 31.5%)
⑦コーポレーテーション	437,317kW (231,587kL)	446,206kW (236,289kL)	511,000kW (270,276kL)	85.7%	85.7%	85.7%	87.4% (目標 97.7%)
うち⑧燃料電池	1,162kW (606kL)	1,786kW (931kL)	42,000kW (21,900kL)	2.8%	3.3%	3.5%	4.3% (目標 31.9%)
⑨クリーンエネルギー自動車	25,170 台 (9,187kL)	72,232 台 (26,365kL)	282,000 台 (102,930kL)	8.9%	13.2%	18.8%	25.6% (目標 38.9%)
⑩ヒートポンプ	—	89,900 台 (34,162kL)	122,000 台 (46,360kL)	—	59.0%	65.7%	73.7% (目標 68.1%)
従来型一次エネルギーの削減量合計 (上段: 原油換算) (下段: 世帯数換算)	379,851kL 204,486 世帯	534,557kL 287,766 世帯	856,000kL 461,000 世帯	44.4%	49.0%	52.7%	62.4% (目標 61.0%)

計画期間：平成28（2016）年度から平成42（2030）年度まで

<u>はじめに</u>	<u>1 改定の趣旨</u>	○エネルギーをめぐる環境変化を踏まえ、エネルギー政策のめざす姿、取組方向を示すため改定。
	<u>2 計画の性格</u>	○県民、行政、事業者等の共通指針 ○県総合計画「県民力ビジョン」の個別計画
	<u>3 計画期間</u>	(1) 長期計画 2016年度から2030年度まで (2) 中期計画 2016年度から2019年度まで

第1章 エネルギーをめぐる現状と課題

1 国のエネルギーをめぐる状況

- (1) 東日本大震災後のエネルギー需給動向
- (2) エネルギー基本計画の見直し
- (3) 固定価格買取制度の運用
- (4) 新たな温室効果ガス削減目標の設定
○2030年度 2013年度比で26%削減
- (5) 電源構成の見通し
○2030年度の再生可能エネルギー構成比数%増

6 電力システム改革

- 広域連携、小売り自由化、発送電分離
- (7) エネルギーに関する意識
○新エネ導入、省エネへの意識は高い。

2 三重県のエネルギーをめぐる現状と課題

- (1) 三重県のエネルギー消費の状況
○産業部門が全体の59%（全国平均42%）
- (2) 三重県のエネルギーの需給状況
○発電量は消費電力の2倍以上。

3 本県のエネルギー供給施設

- 火力発電7,367MW、再生可能エネ971MW
- (4) 三重県の自然特性

- 日照時間2,366時間（全国平均2,075時間）
- 風力発電の適地1,873km²（県土の3分の1）
- 森林面積3,700km²（県土の3分の2）

5 想定される東海・東南海・南海地震の発生と自立分散型電源の確保

- 再生可能エネルギーの導入や蓄電池の配備等

6 地方創生及び人口減少対策

7 環境・エネルギー関連産業の状況と課題

- 蓄電池、太陽電池等の技術集積

8 石油化学関連企業の集積

9 次世代の地域エネルギー等の活用

- コンビナートでの副生水素生産

10 メタンハイドレート（メタンガスの产出）

11 みえスマートライフ推進協議会の取組

- ネットワークの拡充と環境づくり

第4章 計画の推進 県、市町、県民、事業者、関係団体等のステークホルダー（関係者）が協創の考え方のもとで取り組みを進め、継続的に改善を行う。

第2章 基本理念及び将来像、基本方針、長期目標

1 基本理念 エネルギー・イノベーションと協創によるみえの地域エネルギー力の向上

「みえの地域エネルギー力」とは、県民、地域団体、事業者、大学、行政などの多様な主体が、意識とライフスタイルや事業活動を変革しながら、エネルギーの地産地消、エネルギー関連産業の振興、エネルギー関連技術を生かした地域づくり、省エネの推進に協創のスタンスで進めていく力のこと。

2 将来像

- (1) 新エネルギーの導入が進んだ社会
○県民、事業者の意識の高まり ○災害時にも分散型電源が確保
- (2) 環境に配慮し効果的なエネルギー利用が進んだ社会
○ライフスタイルと事業活動の変革によるエネルギーの効果的な利用
- (3) 環境・エネルギー関連産業の振興による元気な社会
○事業者、大学等の研究開発。水素、バイオリファイナー等による地域経済活性化

3 基本方針

- (1) 新エネルギーの導入促進
○環境負荷の少ない安全で安心な新エネルギーの導入を進める。
- (2) 家庭・事業所における省エネの推進
○家庭、事業所の省エネ、高効率設備の導入を進める。
- (3) 創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進
○地域課題解決に向け地域主体のエネルギーに関するまちづくりを進める。
- (4) 環境・エネルギー関連産業の育成と集積
○人材育成、研究開発、販路拡大、設備投資、立地を進める。
- (5) 次世代の地域エネルギー等の活用推進
○水素、バイオリファイナー、メタンハイドレートなどの活用を進める。

4 長期目標：平成42（2030）年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約〇〇万世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入

- (1) 考え方：国の導入見通し、県の導入実績、県の将来世帯見込数、県の新エネルギーに関する将来計画、地域特性の類似する他県との比較等をふまえ設定。
- (2) 「新エネルギー」の種類
○新エネルギー ①太陽光発電 ②太陽熱利用 ③風力発電 ④バイオマス発電
⑤バイオマス熱利用 ⑥中小水力発電
- 革新的高度利用技術（エネルギーの需要を減らした分を地域で発電したものと見なす）
⑦コーチェンレーション ⑧うち燃料電池 ⑨次世代自動車
⑩ヒートポンプ

計画期間：平成28（2016）年度から平成31（2019）年度まで

第3章 中期目標及び取組方向

中期目標：平成31（2019）年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約〇〇万世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入

取組方向1：新エネルギーの導入促進

- ①新エネルギーの導入支援（太陽光発電⇒事業者への支援、自家消費型の導入促進、風力発電⇒事業者と市町の連携支援、バイオマス発電⇒燃料の安定確保支援、廃棄物発電・バイオガス発電支援、小水力発電⇒農業用水路活用支援）
- ②公共施設への新エネルギー率先導入（県施設への太陽光発電導入等）

目標項目：新エネルギーの導入量

エネルギー地産地消P、バイオマス地産地消P

取組方向2：家庭・事業所における省エネの推進

- ①家庭への省エネ・節電の普及啓発
(国の支援策による省エネ設備・燃料電池等の導入促進、環境教育)
- ②エネルギーマネジメントシステムの導入促進による省エネの推進
(HEMS、BEMS、FEMS、スマートメーター等の普及促進)
- ③事業所へのエネルギー効率の高い設備等の導入促進
(国の支援策による省エネ設備・コーチェンレーション等の導入促進、ZEH・ZEBの普及促進)
- ④次世代自動車の導入促進(国の支援策の活用、EVを活用した低炭素なまちづくり)

目標項目：事業者等の新エネルギーの普及啓発取組数

省エネ県民運動P

取組方向3：創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進

- ①地域課題解決に向けた地域主体のまちづくりの支援
- ②防災まちづくりの推進（太陽光発電と蓄電池等による分散型電源の設置）
- ③継続可能な仕組みの検討（多面的機能を有する地域の取組が継続する仕組み）

目標項目：まちづくりへの支援件数

エネルギー技術を生かした地域課題解決P

取組方向4：環境・エネルギー関連産業の育成と集積

- ①ネットワークづくり・人材の育成
(みえスマートライフ推進協議会のネットワーク活用、大学との連携)
- ②研究開発の促進(県工業研究所による技術支援、産業支援センターの専門家派遣等)
- ③販路拡大・市場拡大・設備投資及び立地の促進(技術交流会等による販路拡大等)

目標項目：企業との共同研究件数

環境・エネルギー関連技術支援P

取組方向5：次世代の地域エネルギー等の活用推進

- ①水素エネルギーの利活用の推進(研究会開催、技術開発支援、水素エネ導入促進)
- ②バイオリファイナーの推進(研究会開催、調査研究・研究開発支援)
- ③メタンハイドレートによる地域の活性化(研究会開催、市町・事業者の取組支援)
- ④海洋エネルギー資源の活用に関する調査研究(洋上風力発電等)

目標項目：次世代の地域エネルギー等

の利活用に向けた研究テーマ数

水素エネルギー社会づくりP

バイオリファイナー関連P